

厚生省研究に向けての課題整理

子ども家庭福祉研究部 才村 純・庄司順一
研究企画・情報部 小山 修

要旨：「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の施行に伴い、厚生省では法施行に伴う児童相談所等における保護方策のあり方について、2000年度に調査研究を行うこととしている。本研究はその予備研究として、児童相談所等へのヒアリング調査を実施し、保護方策の現状や課題を明らかにするとともに、研究上の課題整理を行った。主な結果は下記のとおりである。

①法的にも運用面においても性的虐待や性的搾取等の概念が曖昧なことから、本研究では関連する概念の整理を試みた上で、性的搾取を「買春、買春斡旋、ポルノ頒布等、児童の性を取引材料として利用する行為」と定義し、これらの行為に係る児童相談所等における被害児童の保護方策について研究対象とするのが妥当であることを提案した。

②性的被害をどう認識し、児童にどう関わるべきかについて援助機関では混乱が見られる。児童相談所における効果的な処遇に資するためには、処遇の実態をさらに詳細に把握するとともに、性的搾取が被害児童に及ぼす影響等に関する実証的な研究が必要であること。

③売春で保護された成人女性の中には、過去に性的被害を受けた者が少なくなく、以後複数の機関が関与しているにもかかわらず、機関間で情報や認識の共有化が図られず、殆ど連携がなされていない実態があることから、効果的な連携方策のあり方について検討する必要があること。

④性的搾取と性的虐待とでは援助技術に共通する部分と異なる部分がある。両者の関連を整理した上で、性的搾取の被害に特化した援助技術を確立する必要があること。

⑤その他被害の予防や再発防止、NGOへの支援・連携方策と国際協力のあり方についても今後の課題であること

見出し語：性的被害、性的搾取、性的虐待、援助交際、売春、児童相談所

Previous Research on the Measures of Protection and Treatment for the Children who are suffering from Sexual Exploitation

Jun SAIMURA, Junichi SHOJI, Osamu OYAMA

"Law for Punishing the Acts related to Child Prostitution and Child Pornography and for Protecting Children who are suffering from Such Acts" has been enforced since 1st November 1999. The Ministry of Health and Welfare(MHW) has a plan of making researches on the measures of protection and treatment at Child Guidance Center(CGC) in 2000. So in this research, I carried out the hearing researches against the institutions such as CGC where practice the protection services for the children who are suffering from sexual exploitation, and tried to make some suggestions for the MHW's research.

Key Words: Sexual Injury, Sexual Exploitation, Sexual Abuse, Prostitution, Child Guidance Center

1. 目的

平成11年5月、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(以下、「児童買春禁止法」という。)が成立し、同年11月1日から施行された。同法では、児童買春や児童ポルノに係る行為により被害を受けた児童の保護を柱の一つとして位置づけ、必要な措置を講ずるとともに、保護に関する調査研究等を行うこととしている。

被害児童の保護等の措置は、児童福祉分野では児童相談所が中心的な役割を果たすことになるが、法施行に伴い具体的にどのような取り組みが求められるのであろうか。被害児童の保護において極めて重要となる心的外傷(トラウマ)に対するケアについても児童相談所の取り組みは不十分と言わざるを得ず、また、関係機関間の情報の共有化や連携も円滑に行われているとは言いがたいのが実情である。

このため、援助機関とりわけ児童相談所における処遇のあり方、機関連携等のあり方について明確にすることが急務の課題である。

厚生省では、これらの課題解決を図るため、平成12年度から本格的な調査研究を行うこととしている。本研究では、これら本格研究の予備研究として、現行保護方策の現状や課題を明らかにするとともに、研究上の課題整理を行うこととした。

※ 本研究は当初、3ヵ年計画で被害児童の保護方策のあり方について一定の方向性を出すべく企画された。しかし、上述のとおり、平成12年度に厚生省が同様の研究を行うこととしたことから、本研究を厚生省研究の予備研究としたものである。

2. 研究方法

被害児童の保護サービスを実施している下記機関を対象にヒアリング調査を行い、サービスの現状、問題点、課題を明らかにすることにより、研究上の課題を整理した。

大阪府中央子ども家庭センター(児童相談所)、大阪府東大阪子ども家庭センター、

大阪府女性相談センター(婦人相談所)、大阪府女性自立支援センター(婦人保護施設)、大阪府警察本部生活安全部少年課、大阪府少年サポートセンター

3. 結果

(1) 児童相談所(大阪府中央子ども家庭センター、大阪府東大阪子ども家庭センター)

① 相談の受理状況

厚生省報告例記入要領に基づき、売春行為そのものは「教護相談(ぐ犯)」として処理している。ただし、触法相談等、他の種別の相談の中にも売春を行っているものもあると考えられるが、行為別内訳までは統計対象となっていないので、売春絡みの件数の総数はわからない。ちなみに、中央子ども家庭センターにおいて平成10年度に受理した「教護・触法相談」について、性的問題が絡んだケースをピックアップしたところ、表1のとおりとなった。表2は、これらのケースの処理内訳である。

なお、児童ポルノ等買春被害以外の性的被害児童についての相談は今のところない。

② 処遇

一般の虐待ケースでは、被害児童に虐待者への恐怖心があり、これから逃れたいという意識を強く持っているため、被害児童との間で比較的援助関係の形成が容易であるの対し、「援助交際」を行っている児童の多くが、援助交際は売春であるとの認識が乏しく、また被害者としての意識も希薄なため、援助関係が成立しにくい。また、保護者自身も多くが児童へのネグレクトがある上、世間体から児童相談所の関与を拒否する場合も多い。

このような動機なきクライアントにどう関与していけばいいのか、現場では戸惑いがある。

また、被害児童への心理的ケアについても手さぐり状態である。医療機関と連携しようとしても、トラウマやPTSDを専門に扱う医療機関は殆どないのが実情である。

③ 関係機関の連携

大阪府では平成9年から「被害者支援会議」を設置し、性被害を含む犯罪被害者支援に関する情報交換や連携協力、広報啓発等の活動を行うこととしている。支援会議は、代表者会議と実務担当者会議とからなっている。構成機関は、警察本部、知事部局の関係部局（児童相談所、婦人相談所を含む）、大阪府教育委員会、大阪地方検察庁、大阪弁護士会、大阪府医師会、大阪府臨床心理士会、大阪被害者相談室、関西いのちの電話等、公民の機関となっている。

代表者会議は年1回の開催であり、また実務担当者会議も構成機関が多い上、守秘義務等の関係もあり、実質的な議論ができないのが実情である。

④ 「被害児童」に対する認識

週刊誌やテレビ等一部のマスコミでは、「援助交際」に走る児童を「遊ぶ金欲しさに簡単にわが身を売る」として、その軽佻浮薄ぶりを興味本位で取り上げているが、児童相談所でこのような児童に関わっていると、多くが虐待されたり放任されているなど、精神的な飢餓感を持つものが多いというのが実感である。男性との利根的な関係に走ったり、ブランド物を買ったりするのは、そのような飢餓感の代償行為と思われる。従って、自ら進んで売春を行う児童の場合、家庭環境調整や治療的関わりが必要であり、単に子どもに道徳論を押しつけたり、説教したりしても効果はない。

にもかかわらず、これらの児童に対する認識について、児童相談所職員、警察、学校等関係機関間で温度差があり、また、同じ機関であっても職員間でとらえ方の微妙な食い違いが見られる。

(2)大阪府女性相談センター(婦人相談所)

① 相談の受理状況

平成10年度において受理した相談件数7,176件の内、性の問題に関する相談の内訳は表3のとおりである。また、7,176件の内、

現に売春を行っているか行うおそれのある者の内訳は表4のとおりである。売春を行っているか売春のおそれがある者に関する相談は、全体の3.4%に過ぎないが、20歳未満の若年者に限ると23%と高くなる。

② 売春と性的被害との関係

平成10年度に一時保護した女性延べ279人の内、売春歴のある者は延べ48(実数36人)人となっている(表5)。売春歴のある36人の内、8人(22.2%)が過去において性的暴行等の被害を受けており、これら被害者の全員が過去において児童相談所、児童養護施設、児童自立支援施設、少年院等の公的機関の援助対象となっていた(表6参照)。

また、一時保護された女性で、同センターの精神科医診察を受けた者35人(売春歴のある者とは限らない)の内、アルコール・薬物依存症6人、神経症3人、性格の偏り2人、その他4人と何らかの精神疾患を抱えている者が42.9%もいる。被害を受けた時点で、十分な心のケアができておれば、売春や精神疾患を防げたケースも多いものと思われる。

(3)大阪府立女性自立支援センター(婦人保護施設)

① 入所状況

入所は増加傾向にある(表7)。

売春歴等の有無は表8のとおりである。平成12年度の新規入所者のうち、9名(12%)が売春を行っているか行うおそれのある者となっている。

新規入所者の内、かつて児童福祉施設に入所していた者が約2割いる。

売春歴のある人の中には、親兄弟からの性的虐待や母の家出などで、トラウマを抱えている者も多い。母への恨みを潜行させているケースも目立つ。

② 関係機関のネットワーク

入所してくるまでに様々な機関が対応しているが、情報を共有化するシステムができて

おらず、個々ばらばらに対応しているのが実情である。特に、性の問題はどこの機関もオープンにすることを躊躇しがちである。しかし、入所者と接していて、性の問題の大きさを痛感しており、避けて通ることのできない問題と考えている。関係機関のネットワークを構築し、情報や認識の共有化を図ることの重要性を痛感している。

③ 児童期における対応の重要性

生育歴上の問題を抱えるケースが多いにもかかわらず、児童福祉施設では生育歴上の問題やトラウマに着目したケアが殆どなされていない。性的虐待や売春など、性の絡んだ問題は施設としても避けたがる傾向がある。児童期に適切な対応がなされておれば売春等の問題を防げたと思われるケースが目立つ。

(4)大阪府警察本部

① 被害少年サポーター制度

同制度は国のモデル事業として平成9年度からスタートし、12都道府県で実施されている。保護司や警察官OB等、2名の民間ボランティアを各警察署単位でサポーターとして委嘱、家庭訪問などにより性犯罪やいじめの被害にあった少年(20歳未満)の心のケアを行っている。

大阪府下では、2名づつ62カ所の警察署にサポーターが配置されている。現在70名の少年が心のケアを受けている(性被害の内訳は、強姦10名、強制猥褻13名、児童福祉法違反及び青少年健全育成条例違反10名)。ケアを受ける少年は増加傾向にあるが、現在のところ買春禁止法の影響は特に見られない。

犯人の検挙を契機に、親と本人の了解を得て実施しているが、世間体を気にして大半が拒否的である。

「外出できるようになる」「受診」「精神的安定」など、個々の少年の態様に応じて目標設定を行い、目標が達成された時点で終結となる。

② 少年サポートセンター

大阪府では、単独事業として昭和昭和27年から「少年補導センター」を設置(10箇所)。国のサポートセンター事業の発足に伴い、平成11年4月から中央補導センターを「少年サポートセンター」として位置づける。

補導センターは警察本部、知事部局、教育委員会それぞれが職員を派遣し、4名体制(警察官、少年補導員、府知事部局職員、府教育委員会職員)で運営している。街頭補導や個別指導、集団指導などを行っている。

サポートセンターでは、これら補導センターの機能に加え、非行や問題行動、少年自身の悩み等に関する電話相談(グリーンライン)、青少年クリニックを実施している。

グリーンラインには、年間約1500件の電話相談があり、相談者は保護者7割、少年本人3割となっている。青少年クリニックは、児童相談所通告や家庭裁判所送致以外の比較的軽度の青少年非行を対象とし、通所による心理テストやカウンセリングなどを行っている。補導した青少年に対し必要に応じ通所を勧めている(年間取扱件数約200件)。

女子では、強姦や親からの性的虐待を受けたため非行に走る子どもも多い。

加害者に恋愛感情を持ち、親や周囲の助言や制止に全く耳を貸さず、転落していく子どももいる。性に対する意識が希薄で問題意識が感じられず、指導の困難さを感じている。性教育の必要性を痛感している。男子でも、先輩や母親から性的被害を受ける子どももあり、深く傷ついている。

4. 考察

援助機関に対するヒアリング調査結果等を踏まえ、今後の調査研究における課題等について考察を加える。

(1)概念整理と研究の枠組み

① 概念整理

性的虐待や性的搾取の被害児童に対する保護方策については、児童買春禁止法のほか、児童福祉法、本年5月に制定された児童虐待

の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）にも規定されているが、児童買春禁止法によって独自の求められる保護方策とは何であろうか。これを明らかにするには、まず各法律の対象児童を明確にする必要がある。

しかし、これらの法律では性的虐待や性的搾取の定義が曖昧であったり、不十分であったりするために、それぞれの法律が対象とする児童の範囲は不明確であると言わざるを得ない。児童買春禁止法では、目的規定に「性的搾取」及び「性的虐待」という用語が併記されており、これらが別々の概念として扱われているにもかかわらず、それぞれの定義づけはなされていない。

また、本法の立法作業に携わった一人である森山眞弓は、本法の目的について記述した著書（「よくわかる児童買春・児童ポルノ禁止法」）の中で、「児童買春、児童ポルノの頒布等は行為は、児童に対する性的搾取及び性的虐待であると解され、児童の心身に有害な影響を与えるものであると考えられます」と述べているが、ここでも性的搾取と性的虐待の定義については触れておらず、両者の関係は曖昧なままである。

本法で禁止されている行為は、児童買春、児童買春周旋、児童ポルノ頒布等、児童買春等目的人身売買等、児童の性を取引材料として利用する行為と考えられるが、児童ポルノについては、対価・対償が介在しなくても、公然と陳列した者についても罰則対象としている。このことから、前者の児童の性を取引材料として利用する行為が性的搾取、対償が介在せず専ら自己又は他者の性的好奇心を煽るために児童を利用する行為が性的虐待というように、両者の使い分けをしているようにも受け取れる。それとも、児童の性を利用する行為全てを性的虐待ととらえ、つまり、性的虐待を上位概念としてとらえ、その内対価・対象を伴う行為を性的搾取としているのだろうか。いずれにしろ、両者の概念が曖昧であると言わざるを得ない。

児童福祉法は、「保護者に監護させること

が不相当(25条)」「虐待(28条)」「淫行させること(34条)」の概念が出てくるが、いずれも明確な概念規定はなされていない。なお、厚生省報告例の記入要領では、性的虐待の範疇として「親又は親に代わる保護者による性的暴行」となっている。また、厚生省では、「子ども虐待対応の手引き」の中で、虐待者を親又は親に代わる保護者に加え年長の同居親族等を含めるなど、虐待者を記入要領より幅広くとらえるとともに、具体的な行為についても「性交、性的暴行、性的行為の強要」と定義づけ、「子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要」「性器や性交を見せる」「ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する」などの行為を例示している。いずれにしろ、全くの第三者による行為は虐待に含まれない。また、援助交際等の行為は、「教護相談」の範疇として扱っている。

児童虐待防止法は、児童虐待の定義づけがなされていることで画期的であるが、第2条の虐待の定義において、性的虐待を「保護者が「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」と規定しており、年長の同居親族等は対象とならない等の点において、厚生省の「子ども虐待対応の手引き」における定義より限定的である。

ただし、第3条の虐待禁止規定における「虐待」は、2条の「虐待」より広義にとらえられており、性的搾取や保護者以外の年長の同居親族なども含まれるものと解釈される。

なお、法律以外の実務面では「商業的性搾取」「商業的性的搾取」「性犯罪」「性被害」「淫行」等、様々な用語が用いられているが、いずれも明確な定義づけはされていない。

このように、法的にも運用面においても定義や使い方に混乱が見られるが、本研究の枠組み、つまり研究の対象とする領域を明確するためには、これらの概念の整理が必要と考える。

そこで、本研究ではとりあえず「性的虐待」と「性的搾取」について次のような整理を試みたい（図1参照）。

保護者（親又は親に代わる保護者）によって加えられる全ての性的権利侵害行為をさす概念として「性的虐待」、保護者以外の第三者によって加えられる性的権利侵害行為を仮に「性的利用」と呼ぶことにする。「性的虐待」

「性的利用」の中には、法令で処罰の対象とされているものとそうでないものがある。処罰の対象となる行為が「性犯罪」であり、この内買春や買春斡旋、ポルノ頒布等児童の性を取引材料として利用する行為が「性的搾取」である。「性犯罪」にはこれら「性的搾取」のほか、強姦、強制猥褻、猥褻物陳列等の行為が含まれる。また、これら法令で処罰の対象となる行為以外の、例えば父親が子どもの入浴を覗く、体に触る、卑猥な言葉を浴びせるなど、これらによって子どもの心を傷つける行為は「性的虐待」に、第三者が自己又は他者の性的好奇心を満足するためのポルノ単純所持などは「性的利用」に含まれる。

なお、「商業的性的搾取」は組織的取引行為を連想させ、個人的取引行為としての買春などはこの範疇に入らないと考えられるので、適当でない概念と考える。

② 研究の枠組み

本研究は「買春禁止法」施行に伴う保護方策を検討するものであるから、本研究の対象児童は保護者もしくは第三者による「性的搾取」の被害児童を基本とするのが妥当と考えられるが、保護者によるものは「性的虐待」に含まれるため、研究では第三者による性的搾取の被害児童に限定するのが妥当と考えられる。

また、被害児童の保護に係る機関や援助内容は多岐に亘り、研究領域も広範になるものと考えられるが、対応の緊急性に鑑み、本研究ではとりあえず被害児童の保護において中心的な役割を担う児童相談所の保護方策のあり方に的を絞るのが適当と考える。

(2)被害児童の実態把握の必要性

① 被害の実態及び処遇の実態把握

処遇のあり方を検討するには、被害や処遇の実態をまず明確にする必要があるが、厚生省報告例の分類では、被害児童に係る取扱件数や被害児童の年齢・性別、被害の内容、相談・通告経路、処遇形態や処遇内容、処遇結果までは把握できないため、別途児童相談所への調査が必要である。

② 「援助交際」児童の事例研究等

児童相談所へのヒアリング調査の結果、「援助交際」については、通告する側（警察や学校）とこれを受ける側（児童相談所）とでとらえ方に違いがあること、さらには児童相談所職員間でも問題意識にズレがあることが判明した。すなわち、「援助交際」は反社会的な行動であり、「訓戒・誓約」等の懲罰的な処遇で臨むべきとする考え方、価値規範や社会のルールが内面化されていないのだから生活指導を重点的に行うべきとする考え方、児童は買春を行う大人の被害者であり、家庭環境も劣悪で精神的飢餓感の代償的行為としてそのような行為に及ぶのだから治療的関与が不可欠とする考え方などである。

援助交際をどう認識するかは、処遇を左右する重要な問題であることから、援助交際をどう認識し、どのような処遇が好ましいのかといったことについて児童相談所職員の意識の実態を把握するとともに、事例研究やヒアリング調査等を通じて援助交際の動機や社会環境、家族病理、児童の心理特性等について社会・心理学的観点から明らかにする必要がある。

なお、大阪府の婦人相談所に対するヒアリング調査では、売春を行っている女性の多くが、過去に性的虐待を受けたり、性的暴力を受けたりしていることがわかった。他の援助機関への調査などにより、売春と性的被害の関係についてさらに詳細に把握する必要があると思われる。

③ 性的搾取が児童に及ぼす影響に関する実証的研究

援助システムや援助技術を確立するために

は、性的搾取、つまり児童ポルノの流通や児童期における性体験等が児童にどのような影響を及ぼすのか、関係機関に対する調査や事例研究、文献研究等を通じて、医学、生理学、心理学、社会学、保健学的等、幅広い観点から実証的に把握する必要がある。

例えば、身体医学では性感染症、妊娠、出産等、児童期における性行動の影響、精神医学・心理学ではトラウマ、PTSD、経済観念の崩壊、勤労意欲の喪失、異性観、将来の性行動への影響等、社会学では売春組織や暴力団への取り込み、薬物土嗜癖との接点等について検討する必要がある。

特に、援助交際等で児童相談所に通告される児童の多くが「人に迷惑をかけていない。なぜ悪いのか。」と児童相談所に拒否的な態度を示し、児童相談所としても対応に苦慮している実態がある。このような事例への効果的な援助に資するためにも、「品性や尊厳を汚す」「性的自己決定権の尊重」といった道徳論や価値論等、形而上的な議論だけではなく、科学的に何が問題になるのかを明らかにする必要がある。

(3) 関係機関ネットワークの構築

婦人保護施設や婦人相談所へのヒアリング調査の結果、売春行為を重ねる成人女性の多くが過去に性的虐待等の被害を受け、複数の関係機関が関与していたにもかかわらず、多くのケースでは性的問題について機関職員が議論することを躊躇する結果、機関間で情報や認識の共有化が図られず、有効な手だてが講じられていなかった。これには、性的問題に対する各機関職員自身の防衛機制や先入観、誤解、偏見等から、問題が秘匿されたり、問題の受け止め方に格差があったりといったことが大きく関与しているものと思われる。

従って、性的搾取の被害児童に対する適切な理解や援助職員の自己覚知を図るための啓発等の取り組みが必要と思われる。さらに、当該児童のプライバシーに配慮しつつ関係機関の連携を促進するための地域ネットワークのあり方について検討する必要がある。大阪

府では官民の関係機関長クラスで構成する「被害者支援会議」が設置されているが、個別事例の検討にまでは至らず、実質的な議論という点で課題を残している。実務レベルによる個々の事例に則した情報交換、処遇検討の場が必要と思われる。

(4) 援助技術、援助システムのあり方検討

性的搾取の被害児童に対する援助には、初期対応・初期介入、児童や家族とのラポール形成、面接調査技術、診断・判定技術、処遇・治療技術、機関連携とケアマネジメント、スーパービジョン等、幅広い専門技術が要求される。これらの中には性的虐待等性被害児童全般に共通するものと、性的搾取の被害児童に特化すべきものがあり、整理して検討する必要がある。

例えば、初期対応・初期介入については、児童や家族が援助機関に拒否的であっても、性的虐待と性的搾取の被害ケースではそのメカニズムが異なる場合が多い。すなわち、性的虐待では親は援助機関の介入を「外部からの侵入」として脅威に感じ、極度に拒否するケースが多い。また、性的虐待の被害児童も、親への拒否感と親和性というアンビバレンツな状態にあり、援助機関に援助を求めることにより親を失ったり親から攻撃されることへの不安が強く、援助機関の介入に脅威を感じることも多い。つまり、親子の意向と児童相談所のめざす方向とは真っ向から対立している場合が多い。性的搾取の被害ケースでは、たとえ親子とも援助機関の初期対応や介入を拒否していても、潜在的には援助を求めている場合が多いものと思われる。援助機関に対し拒否的なのは、援助機関に関する情報不足からくる不安や、被害によるショックからの活動性の低下に起因しているからではなかろうか。もしそうであれば、潜在的には親や児童の意向と援助機関のめざす方向性とは合致していると言える。このように、性的搾取と性的虐待では、援助機関への拒否のメカニズムが異なるため、初期のアプローチも異なってくるとと思われる。

また、心理的ケアについても、性的虐待の被害児童と性的搾取の被害児童とは、そのあり方が異なつてこよう。性的虐待の被害児童等に対する心理的ケアに関する児童相談所の取り組みは弱く、その手法も確立されているとは言いがたいが、特に、児童ポルノの場合加害者が検挙された後もポルノ自体は市場に出回るため、児童に永続的な不安や苦痛を与えることもある。また、加害者の釈放に伴う再被害に対する不安や恐怖が児童や家族に伴う。さらに、被害児童に対する周囲の偏見や差別が二次的なトラウマの要因になることもあり得る。また、援助交際等の事例では、拒否やネグレクトなど親の虐待が要因となっているものも多いと思われる。このような事例では、親が子どもの性的搾取被害（例えば、援助交際や金欲しさにポルノの被写体になるなどの行為）を受け入れることができず、一層親の拒否やネグレクトが深刻化することも考えられる。これらにどう対処するかも重要な課題である。

機関連携についても、性的虐待の場合、問題意識が関係機関間で比較的共有化され易いのに対し、前述したように性的搾取の場合は、機関間、職員間で意識のズレがあり、連携が困難になり易い。

スーパービジョンについても、性的搾取の場合、職員の防衛機制や偏見等に対する手だてが特に強く求められる。

このように、被害児童に対する援助技術や援助システムには、性的被害児童に共通するものと、性的搾取の被害児童に特化されたものがあり、両者の関係をさらに整理した上で、性的搾取の被害児童や家族への援助方策を確立する必要がある。

(5) その他の課題

① 被害の予防、自己防衛、再発防止被害の予防、自己防衛、再発防止を図るための手だてについて、教育（性教育を含む）、福祉（CAPなど）、保健、医療等、それぞれの分野について政策論、実務の両面から検討を行うことも必要と思われる。

② NGOへの支援・連携方策と国際協力
ECPATや犯罪被害者支援センター等のNGO活動との連携やNGO活動への支援策、発展途上国への技術的援助などのあり方も重要な課題となろう。

文献

- 1) 女性保護の概要（平成10年度）.大阪府女性センター.1999
- 2) 森山眞弓編著.よくわかる児童買春・児童ポルノ禁止法.東京:ぎょうせい.2000
- 3) 宮原忍・他.若年者の性についての意識と行動に関する研究 第1報 日本子ども家庭総合研究所紀要第34集.日本子ども家庭総合研究所.1998
- 4) 宮原忍・他.若年者の性についての意識と行動に関する研究 第2報 日本子ども家庭総合研究所紀要第35集.日本子ども家庭総合研究所.1999
- 5) 君和田和一編.性被害のふせぎ方—家庭と学校—.東京:法政出版.1995
- 6) 高野陽・柳川洋編.母子保健マニュアル 第4版.東京:南山堂; p157-162.2000
- 7) 厚生省児童家庭局監修.子ども虐待対応の手引き.東京:日本児童福祉協会.1999
- 8) 北山秋雄.子どもの性的虐待.東京:日本看護協会出版会.1994
- 9) 宮台真司.制服少女たちの選択.東京:講談社.1998
- 10) 宮台真司・他.性の自己決定 原論（援助交際・売買春・子どもの性）.東京:紀伊国屋書店.1999

表 1 教護・触法相談において性的問題を主訴としたケースの処理状況(女子)

教護・触法相談処理件数		325件	
性的問題 35件(10.8%)	異性交遊	20	
	売春	8	
	妊娠中絶	4	
	強姦被害	3	
	計	35	

大阪府中央子ども家庭センター調(平成10年度)

表 2 同上処理内訳

	強姦被害	売春	妊娠中絶	異性交遊	計
施設入所	1	1		1	3
児童自立支援施設	1	1		1	3
児童養護施設					
助言指導	1	1	4	17	23
助言1				12	12
助言2					
助言3	1	1	4	5	11
助言4					
継続指導	1	2		2	5
継続1	1				1
継続2		2		2	4
他機関あっ旋		4			4
計	3	8	4	20	35

表 3 性に関する相談の内訳(平成10年度)

売春関与	78	強姦	10
セクハラ被害	57	子どもの性	3
性生活	48	同性愛	1
性風俗への親和	23	その他	6
近親姦	21	合計	247

(大阪府女性相談センター調)

表 4 相談者の内、売春者等の割合(平成10年度)

	全体	内未成年
売春	149	12
売春のおそれ	91	15
計	250 (3.4%)	27 (23%)
全相談件数	7,176	118

(大阪府女性相談センター調)

表5 被一時保護者の売春歴の有無

	売春歴有り	売春歴なし	計
平成8年度	50	143	193
平成9年度	37	194	231
平成10年度	48	231	279

大阪府女性相談センター「女性保護の概要(平成10年度)」より

表6 売春歴を持つ者の過去の性的被害の状況

	年齢	性的被害を受けた時期、状況	加害者	公的機関の関与状況	売春の始期	売春の動機
A	10歳台	中2時「わしの子じゃない」と実父から性関係を強要	実父	児童養護施設	何もかもいやになり中学からテレカ売春	捨て鉢
B	10歳台	中1時、実父の性的虐待で家出を繰り返す。	実父	児相一時保護所、少年院	中1から家出、テレカ	
C	30歳台	10歳時、おじからレープ	おじ	児童養護施設、児童自立支援施設	10歳台	経済的理由
D	30歳台	児童養護施設に入所していたところ、17歳時、売春宿経営の実母が引取り、5年間売春を強要	実母	児童養護施設	17歳	強要
E	20歳台	14歳時、車に誘い込まれ、4人の男からレープ	男4人	少年院	16歳時、繁華街で街娼	
F	20歳台	小4時より、継父から性的虐待を受け、妊娠中絶2回	継父	児童養護施設	15歳時、実母から売春を強要	強要
G	30歳台	16歳時、父の知人の男に薬を飲まされ犯される。	実父の知人	少年院、刑務所	18歳時、スナックで売春	性的興味
H	10歳台	中1時より実父から性的虐待	実父	児童養護施設、児童自立支援施設	16歳時、家出中に	

大阪府女性相談センター調(平成10年度)

表7 婦人保護施設への入所状況

	夫の暴力	住む所なし	サラ金	精神障害	売春関係	その他	計
平成8	6	15	2	1	6	2	32
平成9	11	33	3	0	5	0	52
平成10	35	37	1	1	1	1	76

大阪府女性相談センター「女性保護の概要(平成10年度)」より

表8 入所時における売春を行うおそれの有無

	おそれなし	おそれあり			現に売春を行っている者	計
		売春歴あり	売春歴なし	計		
平成8	10	6	8	14	8	32
平成9	39	5	1	6	7	52
平成10	67	2	0	2	7	76

大阪府女性相談センター「女性保護の概要(平成10年度)」より

図1 性的利用の概念図

